

水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受けた者が本市に定住し、市内事業所に就職する場合において、経済的負担軽減を図り、人材の確保及び労働者の定着と若者が暮らしやすいまちづくりに資するため、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校及び高等学校をいう。
- (2) 正規雇用 雇用期間の定めがなく、社会保険及び雇用保険に加入している雇用形態をいう。
- (3) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

(補助金の対象となる奨学金)

第3条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 水俣市奨学金（貸付型）
- (4) 熊本県育英資金貸与基金条例（昭和50年熊本県条例第28号）に基づく奨学金
- (5) その他市長が認める奨学金

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等を卒業し、令和4年4月1日以降に本市に定住し、市内の事業所に正規雇用の労働契約に基づき就業している者（国家公務員又は地方公務員として就業している場合を除く。）又は市内で自ら事業を営む者（事業を開始している場合に限る。）
- (2) 5年間は、市内の事業所で勤務し又は自ら事業を営むこと。
- (3) 申請時点で、5年以上の返済期間があること。
- (4) 申請日から起算して、5年以上継続して定住する意思があること。
- (5) 市税に滞納がないこと。

- (6) 申請年度において、30歳以下の者
- (7) 申請日において、居住する地域の自治会に加入している世帯に属している者
- (8) 補助対象者及び補助対象者が属する世帯の世帯員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。

（補助対象期間）

第5条 補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助対象期間」という。）は、第7条に規定する認定日の翌月から起算して60月又は奨学金の繰り上げ等による完済及び免除される日の属する月のいずれか早い月までとする

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度（以下「申請年度」という。）における奨学金の返還額1月あたりの額の1/3以内の額とし、月額5,000円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（補助対象者の認定）

第7条 補助金の交付に関する資格の認定を受けようとする者は、水俣市若者人材確保奨学金返還支援認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 事業所等から交付される就労証明書又は自ら業を営むことを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の適否を決定し、水俣市若者人材確保奨学金返還支援認定（却下）通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条の規定による認定を受け、補助金の交付を受けようとする者は、年度内に返還すべき奨学金をすべて返還した上で、水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第4号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて当該年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（様式第5号）又は自営業等従事申立書（様式第6号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還額が分かる書類
- (4) 市税に滞納がないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び補助金の確定）

第9条 市長は、前条にて提出された交付申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の額を確定し、水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金交付決定及び確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条の規定により、通知を受けた者は、速やかに水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（認定の取消し）

第12条 市長は、第7条の規定により認定の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとし、水俣市若者人材確保奨学金返還支援認定取消通知書（様式第9号）により当該認定者に通知するものとする。

- （1） 奨学金の繰り上げ等による完済されたとき。
- （2） 奨学金の返還が免除されたとき。
- （3） 補助金の交付を辞退しようとする申出があったとき。
- （4） 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （5） 補助金の申請日から5年未満で本市から転出したとき。
- （6） 法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第3号から6号までの規定による取り消しを受けた者に、既に交付した補助金がある場合は、補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命じるときは、水俣市若者人材確保奨学金返還支援補助金返還通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。